

「平成16年度小金井市一般会計予算に対する付帯決議」への賛成討論

日本共産党小金井市議団を代表して、付帯決議に対して賛成の立場での討論を行ないます。

小金井市議会はこの間、2回にわたり年間予算を修正可決し、本日の議会でも修正可決をしたところです。しかし、その都度、市長は再議に付し、議会多数の意思を踏みにじる態度をとり続けています。市長は議会の意思に従い、再議に付すことなく修正可決を受け入れることこそ、本来あるべき姿です。

この間、市議会多数の意思に反して半年間もの暫定予算が続く中で、市民生活にさまざまな影響が生まれています。本会議や予算委員会でも指摘されているように、図書館本館のリクエスト本の購入ができずにいることや、小中学校や保育園、公民館などでの備品購入、遊具修繕がどこおっていること、市内の各種団体への補助金が細切れに支給されることによる影響など、市議会としても黙過できない状況となっています。これまでの2回の暫定予算では、議会側が全体の意思としていくつかの追加補正を実現させてきましたが、市民のさまざまな要求に応えるだけのものには至っていないことも事実です。したがって、大型開発の予算を凍結し、年間予算を通すことで、市民生活への影響を回避するという判断に至りました。

本付帯決議は、議会および市民の間で意見が2分されている事業に対して、予算執行の凍結を市長に求めるものであり、このことにより、意見の分かれている事業の遂行は事実上、今年度はできない状況となります。本付帯決議が可決されたならば、市長は議会の意思を誠実に受け止め、議決に従って予算の執行を中止し、同時に、都市再生機構および国土交通省に対して、小金井市議会の意思を伝えるとともに、国土交通省に対しては、予算執行が凍結されている間の事業認可は行なうことのないよう、申し入れることを強く要望します。また、予算が凍結されている間に、議会、関係者と話し合い、計画の見直しを強く求めるものです。



「渡辺大三議員に国民健康保険税滞納問題に関し、政治倫理条例に基づき自ら弁明することを求める決議」への賛成討論

採決にあたり、日本共産党の見解を明らかにするために討論を行ないます。

市議会議員の地方自治法上の職務は、予算の議決や条例の改廃など、市民生活にかかわる重要な決定を審議し、議決することです。そのため、選挙で自らの所信や政策を公表し、主権者・市民から信任を得た人が市議会議員として活動することができます。そして市民が納めた貴重な税金から報酬が支払われ、市議会議員としての活動と生活が保障されます。したがって、議員は主権者である市民との信頼関係が不可欠です。そのためには、税金の長期滞納などあってはなりません。

日本共産党は、今回の渡辺大三議員の対応には3つの問題があると考えます。第一は、市議会議員の長期にわたる税金の滞納は、市民の信頼を失う行為であり、事實を明らかにする責任があることです。渡辺議員は、平成11年度から14年度までの4年間の国保税の滞納を認め、政治倫理条例にもとづいて一身上の弁明を行ないました。その際、平成11年度以前の滞納はないことを言明しています。しかし今回、平成7年度から10年度の新たな滞納疑惑が指摘されており、政治倫理条例の「自ら誠実にその事實を解明し、直近の議会において弁明しなければならない」と定めていることに反する行為となっています。

第二は、市民から疑惑が指摘された場合、自らの潔白を証明するか、具体的な事實を明らかにして、市民に謝罪することが必要です。多くの議員に告発文が届けられ、渡辺議員の税金の滞納疑惑が指摘されました。議会運営委員会などでもさまざまな指摘があったにもかかわらず、渡辺議員が政治倫理条例にもとづいて、自ら真相を明らかにしないことは残念です。

第三は、市民にとっても、議員にとっても、税額や納税状況などは個人情報です。公務員法では「職務上知り得た秘密は漏らしてはならない」と定め、退職後も公表することを禁止しています。議員の個人情報を漏洩して問題にすることは、恐怖政治につながりかねません。その意味で、今回の議会の議論には、問題があつたことを指摘しておきます。しかし近い将来、公務員が、市長や市議会議員などが特権的な扱いを受けていたり、汚職・腐敗につながる状況を把握した際に、公開しても罰せられない「公務員の内部告発保護法」などの整備が行なわれ、権力につながる人の違法・不当な行為を公表し、公正な行政運営が行なわれるようにしていくべきあると考えます。